

香川労働局発表

令和3年3月29日

担 当	香川労働局雇用環境・均等室
	雇用環境改善・均等推進監理官 中井 直美 室長補佐 横井 陽子 【電話】 087-811-8924 【夜間】 087-811-8928



仲多度郡で初のえるぼし！ 社会福祉法人 慶生会を3段階目で 認定しました！！

香川労働局(局長: ほんまゆきてる本間之輝)は、「女性活躍推進法」に基づく基準適合一般事業主として、令和3年3月17日付けで、社会福祉法人 慶生会(仲多度郡琴平町)を3段階目で「えるぼし」認定(注)しました。

(注)「えるぼし」認定とは？

- ◆ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)に基づき、行動計画の策定・届出等を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした事業主は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた事業主は、厚生労働大臣が定める認定マーク(愛称「えるぼし」)を商品や広告などに付すことができ、女性活躍推進事業主であることをPRすることができ、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながることを期待できます。

- ◆ 「えるぼし」の認定の段階は3段階あります。「採用」、「継続就業」、「労働時間等の働き方」、「管理職比率」、「多様なキャリアコース」の5項目の認定基準のうち、すべてを満たせば3段階目となります。

さらに、令和2年6月から「えるぼし」認定を受けた事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合に認定される「プラチナえるぼし」認定ができました。



◆ 女性活躍推進法では、

- ① 自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析
- ② 状況把握、課題分析を踏まえ、(a)計画期間、(b)数値目標、(c)取組内容、(d)取組の実施期間を盛り込んだ行動計画の策定、策定・変更した行動計画の非正社員を含めた全ての労働者への周知及び外部への公表
- ③ 行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出
- ④ 女性の活躍に関する情報の公表

が常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主に対し、義務づけられています。

※常時雇用する労働者数が101人以上300人以下の事業主については、上記①～④が令和4年4月1日から義務になります(令和4年3月31日までは努力義務。)

<添付資料>

資料1 社会福祉法人慶生会の認定基準に関する実績

資料2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定制度に係る基準における「平均値」

資料3 香川労働局管内「えるぼし」認定企業一覧